

# 福岡県消費生活センター消費生活相談員募集案内

令和7年8月5日

次のとおり、福岡県消費生活センター消費生活相談員（会計年度任用職員）を募集します。

- 1 募集職種及び募集人数 消費生活相談員 1名
- 2 募集期間 令和7年8月5日（火）から採用者決定まで
- 3 応募資格 （1）又は（2）の条件を満たす者
  - （1）消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
  - （2）独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー又は一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有し、かつ消費生活相談又はこれに準ずる業務に通算して1年以上従事した経験を有する者
- 4 応募方法  
会計年度任用職員登録申込書（福岡県ホームページに掲載）を福岡県総務部人事課まで持参又は郵送するか、インターネット「福岡電子申請サービス」で申し込むこと。  
登録された方の中から、面接等を行い任用を決定します。  
  
インターネット閲覧場所  
県のホームページ・組織から探す→人事課→会計年度任用職員・臨時職員  
・テーマから探す→県政情報→職員採用→会計年度任用職員・臨時職員等採用
- 5 試験日時  
日時は、書類審査後に受験対象者へ通知する文書でお知らせします。
- 6 選考方法  
書類審査及び面接試験により選考します。
- 7 合格発表  
合格者には電話連絡を行い、受験者全員に合否通知を郵送します。
- 8 任用条件
  - （1）任用期間 採用の日から令和8年3月31日（更新することがあります。）
  - （2）勤務場所 福岡県消費生活センター
  - （3）職務内容 消費生活に関する相談及び苦情の処理
  - （4）勤務日 月16日で指定された日
  - （5）勤務時間 8：30～17：15（月曜日から金曜日）  
9：30～16：15（日曜日）
  - （6）休憩時間 11：30～12：30 又は 12：30～13：30  
（日曜日は、12：00～12：45 又は 12：45～13：30）
  - （7）休日等 週休日（勤務指定の日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日（12月29日から1月3日まで）及び勤務を指定しない日。  
日曜日については、交替勤務。
  - （8）休暇等 県規定による
  - （9）報酬等 報酬（日額） 12,352円/日～13,290円/日  
ただし、日曜日のみ 9,570円/日～10,287円/日  
通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当有
- 9 問い合わせ先  
福岡県消費生活センター  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号（福岡県吉塚合同庁舎1階）  
TEL：092-632-1600 FAX：092-632-0322